

2020年12月28日  
東京地下鉄株式会社

日EU・EPA及び日英EPAが定める調達に係る基準額に対応する  
邦貨換算額について

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU・EPA）附属書十第二編B節4及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）附属書十第二編B節4において定められた、当社による運送における運転上の安全に関連する物品及びサービス（建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）の調達についての基準額に対応する邦貨換算額は、以下のとおりです。なお、この邦貨換算額は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間に締結される調達契約において適用されます。

基準額	邦貨換算額
40万特別取引権	6100万円